

財団法人和歌山地域地場産業振興センター

寄 附 行 為

# 財団法人 和歌山地域地場産業振興センター寄附行為

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人和歌山地域地場産業振興センター（以下「振興センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 振興センターは、事務所を和歌山市紀三井寺856番地に置く。

(目的)

第3条 振興センターは、地場産業をはじめとする地域産業の健全な育成を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の基盤強化と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 振興センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 和歌山地域地場産業振興センターの設置及び管理運営に関する事業
- (2) 見本市等の開催に関する事業
- (3) 地場産業製品の展示販売及び宣伝普及に関する事業
- (4) 新製品又は新技術の開発研究及び試作に関する事業
- (5) デザイン又はシステム開発に関する事業
- (6) 教育、研修及び実習に関する事業
- (7) 情報の収集及び提供に関する事業
- (8) 経営相談に関する事業
- (9) 技術指導及び技術相談に関する事業
- (10) 施設の貸与に関する事業
- (11) その他振興センターの目的を達成するため必要な事業

## 第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第5条 振興センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 振興センターの資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 振興センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、和歌山県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 振興センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 振興センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 振興センターの事業計画及び収支予算は、運営委員会の意見を聴いて理事長が作成し、事業年度開始前に理事会の議決を経てこれを定めなければならない。事業年度の途中において生じた事由により、事業計画又は収支予算を変更するときも同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 振興センターの事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第13条 振興センターの収支決算に剰余金が生じたときは、翌年度へ繰り越すものとする。ただし、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に繰り入れることができる。

### 第 3 章 役員、顧問及び職員

(役員の種類)

第14条 振興センターに、次の役員を置く。

(1) 理事長 1 人

(2) 副理事長 4 人以内

(3) 専務理事 1 人

(4) 理事 25人以上30人以内

(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)

(5) 監事 2 人

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、振興センターを代表し、振興センターの業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐して振興センターの業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長の定める順序により、その職務を代理、代行する。

3 専務理事は、理事長の指揮を受けて業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会を構成し、振興センターの業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得て、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第19条 振興センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、振興センターの運営につき理事長に意見を述べ、又は相談に応ずる。

(事務局)

第20条 振興センターに事務の処理をするため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 第 4 章 会 議

(会議の種類)

第21条 会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(構成)

第22条 理事会は理事をもって構成し、評議員会は振興センター基本財産として出資又は出捐している団体をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、振興センターの運営に関し、重要な事項を議決する。評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、振興センターの

運営に関し必要な事項を審議する。

(招集等)

第24条 理事会及び評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事の総数の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 評議員会は、毎年1回以上理事長が招集するものとする。
- 4 理事会及び評議員会を招集するときは、理事又は評議員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 5 理事会の議長は、理事長がこれに当たり、評議員会の議長は、出席評議員のうちから選任する。

(定足数)

第25条 会議は、理事又は評議員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この寄附行為に別の定めるもののほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は理事若しくは評議員が指名する者を代理人として表決を委任することができる。この場合は、会議に出席したものとみなす。

- 2 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、書面により各理事の賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決の委任者を含む。)
- (4) 議決又は審議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

- 2 議事録には、議長及び出席理事又は評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

(監事及び顧問の出席)

第29条 監事及び顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 運営委員会

(運営委員会)

第30条 振興センターの事業の適正かつ円滑な運営を図るため、理事会の諮問機関として運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会の組織及び通常に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 6 章 寄附行為の変更及び解散等

### (寄附行為の変更)

第 3 1 条 この寄附行為は、理事会において理事の総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、和歌山県知事の認可を得なければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第 3 2 条 振興センターは、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事の総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、和歌山県知事の承認を得て解散することができる。

2 振興センターが解散のとき存する残余財産は、理事会の議決を経て、かつ、和歌山県知事の承認を得て、振興センターと類似の目的を有する法人に寄附するものとする。

## 第 7 章 雑 則

### (賛助会員)

第 3 3 条 振興センターは、その目的に賛同するものを賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### (委任)

第 3 4 条 この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 振興センターの設立当初の役員任期は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 5 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 振興センター設立当初の事業年度は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 5 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 振興センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 1 1 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

#### 附 則 (平成 1 2 年 3 月 1 3 日認可)

この寄附行為は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 1 4 年 4 月 1 8 日認可)

この寄附行為は、変更許可の日から施行する。

#### 附 則 (平成 1 5 年 3 月 1 1 日認可)

この寄附行為は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 1 8 年 2 月 2 3 日認可)

この寄附行為は、認可の日から施行する。